

## 令和元年度 相談対応事例

事例 No	1-①
種別	総合相談・専門相談対応
概要	<p>家族の要求に合わせ福祉サービスの調整を重ねた結果、本児の特性に応じた適切なかかわりや家族の支援および教育と福祉の連携がされていなかった。</p> <p>相談支援専門員のケアマネジメント力が重要だということを痛感した事例</p>
<p><b>【基本情報】</b></p> <p>○本児：小学生（特別支援学級）。幼少期の病気の後遺症による脳のダメージによるてんかん、知的障がい、反抗挑戦性障害、（こだわりの強さ、切り替えの困難さ、場にそぐわない行動、衝動性がみられる）</p> <p>○両親、兄弟2人。自宅での度重なる本児の暴力と両親の不適切なかかわりにより、在宅生活が危うい状態。（児童相談所が一時保護から病院へ入院中）</p> <p>○放課後等デイサービス4か所利用。送迎時に車内で暴れることがあり、送迎付きのサービスを希望（両親）</p>	
<p><b>【スタート】</b></p> <p>児童相談所からの依頼。両親、児童相談所と同席面談。（特性の無理解と不適切なかかわりの確認）ケアマネジメントのかかわりについて同意を得る。</p>	
<p><b>【展開】</b></p> <p>学校、病院への訪問により本児の状況を確認。日常のかかわりや環境調整で、本児の行動はある程度変化し、人とのトラブルも減ってきた。特別支援学級から特別支援学校への変更を検討。</p> <p>放課後等デイサービスの状況確認。複数個所の利用は家庭内トラブルの回避手段としての家族からの希望であった。本児にあったサービス利用の再構築。</p> <p>家族支援（認識のずれの修正と家族が依存的にならずに動けるよう助言）関係機関との調整。</p>	
<p><b>【その後】</b></p> <p>退院前カンファレンス予定中。</p>	

事例 No	2-①
種別	権利擁護・虐待の防止
概要	グループホームに居住し、障がい者就労している知的障がいのある 50 代男性が、生活保護の兄により就労収入全てを長年に渡り着服されていた為、経済的虐待の疑いの通報があった方への支援
<p>【基本情報】</p> <p>○本人：50 代、知的障がい、療育手帳所持。</p> <p>兄：50 代、本人とは全くの別世帯で生活保護受給中。</p>	
<p>【スタート】</p> <p>本人の居住する GH の管理者より「生活保護の兄から本人の就労収入が毎回根こそぎ持っていかれており、本人の余暇支援に使えるお金が無い状態が続いている。虐待ではないか。」との相談が基幹に入る。</p>	
<p>【展開】</p> <p>障がい者への経済的虐待と思われるので、区障がい福祉係(区障がい者虐待防止センター)へ通報を依頼。基幹からも区障がい福祉係担当に同様の報告を行う。すぐに区担当職員と基幹相談員で協議(区虐待対応プレコア会議)。事実確認を兼ね、計画相談員に、基幹相談員、区担当職員も入れた個別ケア会議を開催してもらい、本人と虐待者である兄も招集。その会議で本人・兄に成年後見制度の説明を行い、制度利用を働き掛けるが、兄は頑強に拒否。会議後、本人の通帳コピーにより、毎回本人の就労収入が入金日に根こそぎ払い戻されている事を通帳で確認する。</p>	
<p>【その後】</p> <p>事実確認を受け、GH 管理者、計画相談員、県 3 士会の“障がい者権利擁護相談対応チーム”に依頼し来てもらった弁護士、区障がい福祉係長、区担当職員、基幹、本人が参加し“虐待対応個別ケース会議”を開催。対応策を協議、本人の成年後見制度利用を基本方針と定め、役割分担で対応を開始。本人に成年後見制度の説得をすると、賛同してもらえた為、成年後見制度を利用し本人の就労収入を成年後見人管理にする方針を確立。当初、本人申立てで進める予定だったが、診断書が「後見相当」で出た為、市長申立てに変更。かかわって頂いた弁護士に成年後見人候補者になってもらう事により早期審判を確定。正式に本人に弁護士の成年後見人が着いた段階で、一旦、障がい者虐待対応としては終結。</p>	

事例 No	2-②
種別	権利擁護・虐待の防止
概要	引きこもり状態の精神障がいのある 40 代女性、右片麻痺・失語症の父、唯一就労している同居の弟の 3 人世帯。まだローンが残っている自宅(持ち家)で暮らしているが、水道が止められており、猫の多頭飼い・ゴミ屋敷状態で、健康で文化的な生活には程遠い状況。本人達からの SOS は無いが、不適切な生活環境にある事は明白で、地区担当保健師を中心に支援関係者会議を以前から継続開催していた。このままでは埒が明かない為、認知症高齢者と精神障がい者に対してのネグレクトとして高齢・障がいダブル虐待通報に踏み切る。同居養護者によるネグレクトと見るべきか、セルフネグレクトなのかを含め、対応を協議した事案。
【基本情報】	<p>○本人：40 代女性、精神障がい(以前は受診歴があったが中断:手帳無)、引きこもり。</p> <p>○父親：60 代後半、右片麻痺(上下肢不自由 1 級)・失語症/身障手帳有、要支援 2 認定。</p> <p>○弟：40 代前半、唯一の就労者だが、お金を家に入れていない。</p>
【スタート】	<p>本人は以前就労していたが、うつ状態になり精神科を受診。服薬開始したが、気分の浮き沈みが激しくなり自己判断で受診中断。以降、どこにもかかっておらず、会社も退職し、約 10 年間自宅で引きこもっている。父は脳出血後遺症により右片麻痺(上下肢不自由 1 級)、失語症(身障手帳有)、最近ようやく介護保険新規申請を行い、要支援 2 の認定結果が出ている。本人と弟の関係が良くなく、以前姉弟げんかで警察を呼んだ事もある。民生委員さんからの通報で、地区担当保健師を中心に基幹相談支援センター、パーソナルサポートセンター、地域包括支援センターにかかわってもらい、支援関係者会議を継続してきていた。</p>
【展開】	<p>ゴミ屋敷は、民生委員さんの尽力で 1 階部分はだいぶ解消。昨夏の猛暑では、緊急支援として近隣のコミセンから水を提供した。家族はいずれも介入を拒否しているが、客観的には「健康で文化的な生活には程遠い」為、放置していいものか迷っていたが、状況を打破する為、障がい・高齢虐待対応個別ケース会議に県 3 士会が行う“障がい者権利擁護相談対応チーム”から弁護士・精神保健福祉士に来てもらい、対応を検討した。</p>
【その後】	<p>会議で、弁護士から、状態としては養護者によるネグレクトか、高齢者・障がい者のセルフネグレクトかのいずれかに見えるが、養護者の経済状態がどうなのか？が判断の根拠になってくるため、そこを行政責任で確認する必要があること。また、自宅(持ち家)のローンの心配は、この</p>

ケースではあまり心配する必要が無いことも示していただいたことで、支援者が心配していた種を一つ一つ排除する事が出来た。さらに、精神保健福祉士から、今後の2人の方向性について現実的可能性を説明していただいたことで、虐待案件としてではなく、心配なケースとして今後エピソードがあった時に、ケースバイケースで対応すればいいことを全体で確認できた。専門職、第三者の関与が重要であることを再確認した事例であった。

事例 No	3-①
種別	障がい児等療育支援事業
概要	行動障がいがあり、学校、家族が対応に困難を抱えているケース
【基本情報】	
○本人： 小学校5年生、ADHD、特別支援級在籍、1日2時間程度普通級で学習。	
【スタート】	
思い通りにならないときに、学校の先生に対する暴言、破壊行為があり困っていると小学校から基幹相談支援センターに相談があった。	
【展開】	
本人の様子、支援状況を学校関係者、母から聞き取りを行い、本人と面談を行った。普通級での学習、急な予定の変更、学校の先生の対応等に困っており、先生から注意を受けることにおびえていることが、問題行動に繋がっていることがわかってきた。	
関係者を集めてケース会議を開き、児童精神科の医師から本人の障がい特性、対応についてお話いただき、本人理解、対応の仕方について足並みを揃えた。	
【その後】	
学習における本人負担の軽減、評価の仕方の工夫（できたところを評価）、興奮時のクールダウンの場所を作る等の対応を学校が行ってくれている。問題行動が減少し、家庭でも褒められる機会が増えてきている。	
本人、家族と定期的に面談を行い、学校とも情報共有を行い経過観察している。中学校進学を控えており、今後も継続して関係者が連携して支援する必要があるケースである。	

事例 No	3-②
種別	障がい児等療育支援事業
概要	重い自閉症、知的障がい児の障がい受容ができない父と母 児への福祉サービス導入について
【基本情報】 ○父：外国籍 ○母：日本人 ○長男：15歳、療育 A、自閉症	
【スタート】 当時、市立東特支 中学2年生。以前から両親、特に父に福祉サービスの事や高校進学について説明して来たが、父の母国は障がいという概念がなく、本児を障がいと考えていない等の食い違いがみられた。学校への期待は大きく、「いつになったら読み書きができるのか?」と言った発言が聞かれ、進学に関しても希望とする学校に進学できると思込む等の混乱がみられた。母が体調を崩し、福祉サービス利用を希望されたため利用に向けての調整に入った。	
【展開】 本児の年齢が高学年である事、これまで福祉サービス未利用という事により受け入れる放デイ事業所がなく、数か月探し、ようやく利用につながった。利用当初は楽しく利用していたが、途中で父から学習面を支援してほしいと要望あり。放デイ事業所側の理解もあり学習面にも力を入れた支援に切り替えた。	
【その後】 学習面の支援を始めると放デイ利用中は面白くないのかゴロゴロする場面が多くなり、協議の結果、利用中止となった。今後、両親への説明の工夫、障がい受容への働きかけ、本児の成長発達を見据えた支援内容を計画相談員、行政などと協議をしていきたい。	